感染症対策について

第1 二類感染症患者の個室管理について

1 現状と課題

感染症の患者の治療にあたっては、院内における二次感染を防止する ことが重要である。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている二類感染症には、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症とされている4つの疾患(※)が指定されており、これらの治療については、原則、治療中全期間にわたっての個室での管理が求められている。

しかし、現在、こういった二類感染症患者を治療するための個室での 療養環境の確保に対する評価はされていない。

(※) 二類感染症

- 急性灰白髓炎
- 結核
- ・ジフテリア
- ・重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)

く参考>

*HIV感染者の個室等の療養環境の確保に対して、次の評価がされている。

A220 HIV感染者療養環境特別加算(1日につき)

- 1 個室の場合(250点)
- 2 2人部屋の場合(150点) 対象患者:後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者

2 論点

二類感染症患者(排菌量の少ない患者等を除く。)に係る個室での療養環境の確保について評価することを検討してはどうか。

第2 血友病を伴う HIV 感染者及び後天性免疫不全症候群の患者等に対する 療養対策について

1 現状と課題

血友病を伴う HIV 感染者及び後天性免疫不全症候群の患者等については、長期間にわたり継続した治療が必要であり、その治療に係る薬剤費は高額となる。

今後、患者の高齢化等により療養病床等への入院や介護老人保健施設 に入所するなど、病態の増悪・合併症等により長期の入院治療が必要と なることが十分に考えられる。

その際に、血液製剤、HIV治療薬等の薬剤費が入院料に包括される場合には、医療機関等にとって、薬剤費の負担が重いとの指摘がある。

2 論点

血友病を伴うHIV感染者及び後天性免疫不全症候群の患者等に対して、 その治療に係る薬剤について、入院料の包括外で算定することについて 検討してはどうか。